

# 仕 様 書

## 1 業務名

厚別区役所等第一種圧力容器点検整備業務

## 2 業務概要

労働安全衛生法及びボイラー及び圧力容器安全規則に基づき、厚別区役所及び厚別区民センターに設置している第一種圧力容器について、性能検査に向けた点検整備等を行う。

## 3 圧力容器の形式、仕様等

別紙1のとおり

## 4 履行場所及び履行期間

### (1) 履行場所

ア 厚別区役所機械室（札幌市厚別区厚別中央1条5丁目3-2）

イ 厚別区民センター機械室（札幌市厚別区厚別中央1条5丁目3-14）

なお、対象となる圧力容器の設置場所については、別図のとおり。

### (2) 履行期間

契約締結日から令和6年10月4日（金）まで

## 5 一般事項

(1) 関係法令等に基づき年1回行われる登録性能検査機関による性能検査に合格するため、別表「点検及び保守内容」に基づき、圧力容器の開放点検・清掃及び安全弁の整備、圧力試験等を行うこと。

なお、性能検査は、別途委託者から登録性能検査機関に申込を行う。厚別区役所については5月20日、厚別区民センターについては9月下旬を予定しているが、作業計画の作成及び作業の実施にあたっては、本市担当者及び当該施設の設備運転保守管理業者の承認を受けること。

(2) 受託者は性能検査に立ち会い、検査終了後は速やかに組み立て復旧すること。

(3) 業務責任者として、受注者との直接的な雇用関係があり、ボイラー整備士の資格、必要な技術的経験及び知識を有する者を選定すること。

(4) ボルト、ナット、圧力計及び安全逃し弁の交換を要する場合は、委託者から予備品を支給するが、それ以外の業務に必要なガスケット、パッキン等の消耗品類及び工具類等については、受託者において用意すること。

なお、令和5年度の使用部品（ガスケット及びユニオンパッキン等）については、別紙2「【参考】令和5年度部品使用実績表」を参照のこと。

(5) 別表に記載の事項以外の修繕を要する場合については、委託者との協議による。

## 6 提出書類

以下の書類等を作成または添付し、提出すること。

### (1) 業務着手時

ア 業務着手届（様式1）

イ 業務責任者通知書（様式2）

※ 業務責任者について、受注者との直接的な雇用関係及びボイラー整備士の資格を有する者であることを確認できる書類を添付すること。

### (2) 業務完了時

ア 完了届（役務－第9号様式）

イ 業務報告書（任意様式）

※ 作業日時及び作業内容がわかる写真（受託者調達品、業務前、業務備中及び復旧後の様子）を含めること。

### (3) その他、委託者が必要と認める書類

## 7 その他

(1) 作業に当たっては、関係法令を遵守し、施設利用者及び施設の管理運営に支障をきたすことのないよう万全を期すこと。

(2) 本業務の実施にあたっては、本市の環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷の軽減に努めること。

また、燃料・電気・水道・ガス等の使用にあたっては、極力節約に努めること。

(3) 作業場所においては、常に整理・整頓を心がけ、事故防止に努めるほか、必要に応じて養生等を行い、作業終了後は現状復帰を行うこと。

建物や設備の破損及び事故等が発生した場合は、速やかに委託者及び施設管理者に報告すること。

また、受託者の不注意により発生した事故については、受託者の責任において対応すること。

(4) 必要に応じて、令和5年度の第一種圧力容器性能検査結果報告書を閲覧に供するので、必要な場合は委託者に依頼すること。

(5) 本仕様書に記載がない事項及び疑義が生じた場合は、速やかに委託者と協議を行うこと。

## 8 担当課

札幌市厚別区市民部総務企画課庶務係 担当：白土

所在地：札幌市厚別区厚別中央1条5丁目3-2

電話：011-895-2419

担当課メールアドレス：[atsu.shomu@city.sapporo.jp](mailto:atsu.shomu@city.sapporo.jp)

## 別紙 1

## 第一種圧力容器性能検査対象機器

R6. 4. 1 時点

No	種類	系統	伝熱面積 ・内容積	最高 使用圧力 (MPa)	有効期限 満了日
1	液体加熱器	プレート式熱交換器	0.292	-	R6.5.31
		(区役所) [被加熱側]	0.146	0.49	
		[加熱側]	0.146	1.0	
2	温水ヘッダ	区役所系統 (往)	0.224	0.49	R6.5.31
3	温水ヘッダ	区役所系統 (還)	0.224	0.49	R6.5.31
4	温水ヘッダ	消防署系統 (往)	0.058	0.49	R6.5.31
5	温水ヘッダ	消防署系統 (還)	0.058	0.49	R6.5.31
6	温水ヘッダ	保健センター系統 (往)	0.067	0.49	R6.5.31
7	温水ヘッダ	保健センター系統 (還)	0.067	0.49	R6.5.31
※	液体加熱器	吸収式冷凍機 (区役所) ※	0.0747	0.98	R6.5.31
8	液体加熱器	ストレージタンク	3.280	-	R6.5.24
		(区役所) [加熱側]	0.06	1.0	
		[被加熱側]	3.22	0.5	
9	温水ヘッダ	区民センター系統 (往)	0.106	0.49	R6.10.27
10	温水ヘッダ	区民センター系統 (還)	0.111	0.49	R6.10.27
※	液体加熱器	吸収式冷凍機 (区民センター) ※	0.0542	0.98	R6.10.8
11	液体加熱器	ストレージタンク	2.293	-	R6.10.1
		(区民センター) [加熱側]	0.073	1.0	
		[被加熱側]	2.220	0.5	

※ 吸収式冷凍機については、委託者が別に発注する業務にて、定期保守及び第一種圧力容器の性能検査に係る整備作業を行っているため、本業務の対象外とする。

## 別紙 2

【参考】令和5年度部品使用実績表（ガスケット及びユニオンパッキン等）

No	品名	規格・仕様	数量	備考
1	<u>コイル組込部蒸気側ガスケット</u>	M/#8131ND JIS10K 450A 枝付リング t3.0 枝幅 20	1 枚	区役所
2	<u>コイル組込部温水側ガスケット</u>	テフロン包み(中芯材：T/#1995) JIS10K 450A リング t3.0	1 枚	区役所
3	<u>マンホール用ガスケット</u>	テフロン包み(中芯材：T/#1995) JIS5K 400A リング t3.0	1 枚	区役所
4	<u>ストレージタンク配管用 ガスケット（高温水）</u>	T/#1155 JIS10K 40A リング t3.0	4 枚	区役所
5	<u>ストレージタンク配管用 ガスケット</u>	うず巻型 T/1834-NA-EOS JIS10K 20A リング t4.5	2 枚	区役所
6	<u>熱交換器配管用ガスケット</u>	T/#1995 JIS10K 25A リング t3.0	1 枚	区役所
7	<u>冷温水ヘッダ用ガスケット</u>	テフロン包み(中芯材：T/#1995) JIS5K 300A リング t3.0	4 枚	区役所
8	<u>冷温水ヘッダ用ガスケット</u>	テフロン包み(中芯材：T/#1995) JIS5K 200A リング t3.0	8 枚	区役所
9	<u>熱交換器安全弁用ガスケット</u>	FF-10K-25A(EPDM ゴム) 0.98MPa	1 枚	区役所
10	ユニオンパッキン	V/#6500 20A t1.5	3 枚	区役所
11	安全弁 2 次側ユニオンパッキン	テフロン 25A(厚さ不明)	2 枚	区役所
12	安全弁 1 次側パッキン	FF-10K-25A(EPDM ゴム) 0.98MPa	1 枚	区役所
13	<u>コイル組込部蒸気側ガスケット</u>	テフロン JIS10K 450A 枝付(丸六)リング t3.0 枝幅 20	1 枚	区民センター
14	<u>コイル組込部温水側ガスケット</u>	テフロン包み(中心材：T/#1995) JIS10K 450A リング t3.0	1 枚	区民センター
15	<u>マンホール用ガスケット</u>	テフロン包み(中心材：T/#1995) JIS5K 400A リング t3.0	1 枚	区民センター
16	<u>ストレージタンク配管用 ガスケット（高温水）</u>	T/#1155 JIS10K 32A リング t3.0	2 枚	区民センター
17	<u>温水ヘッダ用ガスケット</u>	T/#1995 JIS5K 200A リング t3.0	4 枚	区民センター
18	ユニオンパッキン	V/#6500 20A t1.5	3 枚	区民センター
19	安全弁 2 次側ユニオンパッキン	テフロン 25A(厚さ不明)	1 枚	区民センター
20	安全弁 1 次側パッキン	FF-10K-25A(EPDM ゴム) 0.98MPa	1 枚	区民センター

※ No. 1・13 以外のガスケットは、製造メーカーの都合により、令和6年度から仕様を変更している。

※ パッキン類（No. 10～12、18～20）の使用実績は、令和5年度受託者からの聞き取りによる。

## 別表

## 点検及び保守内容

点検項目	点検及び保守内容	整備等の措置
一般事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>各圧力容器を開放し、点検清掃を行う。(プレート式圧力器の使用圧力漏れ確認)</li> <li>ガスケット等の交換を行うこと。</li> <li>開放状態で性能検査を受けること。</li> <li>保温板金の復旧を行うこと。</li> <li>検査後、組立を行い、組立完了時に漏れが無いことを確認すること。</li> </ul>	
1 基礎	<ul style="list-style-type: none"> <li>亀裂等の損傷の有無を点検する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>損傷がある場合は修理する。</li> </ul>
2 本体	<ul style="list-style-type: none"> <li>内部の付着及び堆積物の有無を点検する。</li> <li>内部の割れ、腐食、損傷等の劣化の有無を点検する。</li> <li>加熱管(本体より分離可能なものに限る)を引出し内外面のスケール、スラッジ等の異物の付着及び割れ、変形、腐食等の劣化の有無を点検する。</li> <li>締付けボルトの緩み及び腐食、曲り等の劣化の有無を点検する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>付着又は堆積物がある場合は洗浄する。</li> <li>劣化が著しい場合は、修理又は交換する。</li> <li>異物の付着がある場合は洗浄する。</li> <li>緩み又は劣化がある場合は、増締め又は交換する。</li> </ul>
3 圧力計、温度計及び水高温度計	<ul style="list-style-type: none"> <li>指針が大気圧下でゼロ点に指示することを確認する。</li> <li>損傷等の有無を点検する。</li> <li>導圧管、導圧口、サイホン管、コック等詰りの有無を点検する。詰りがある場合は清掃する。</li> <li>温度計感温部の腐食及び損傷の有無を点検する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ゼロ点を指示しない場合は交換する。</li> <li>損傷等がある場合は交換する。</li> <li>清掃が不可能な場合は交換する。</li> <li>腐食、損傷等著しい場合は交換する。</li> </ul>
4 付属管及び弁 (1) 逃し管  (2) その他の管  (3) 安全弁又は逃し弁	<ul style="list-style-type: none"> <li>詰まりの有無を点検する。</li> <li>保温の脱落及び損傷の有無を点検する。</li> <li>変形、腐食、曲がり等の劣化の有無を点検する。</li> <li>結露の有無を点検する</li> <li>伸縮継手の作動の良否及び損傷等の劣化の有無を点検する。</li> <li>分解のうえ清掃する。</li> <li>弁及び弁座の損傷の有無を点検する。</li> <li>各部品の清掃及び損傷、劣化の有無を点検する。</li> <li>組み立て後、安全弁等の吹出し試験を行い所定様式により結果を記録する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>詰まりがある場合は清掃する。</li> <li>脱落又は損傷がある場合は修理する。</li> <li>劣化が著しい場合は修理する。</li> <li>結露がある場合は、修理又は交換する。</li> <li>作動不良の場合又は劣化が著しい場合は交換する。</li> <li>損傷が著しい場合は交換する。損傷が軽微な場合は摺り合わせをする。</li> <li>損傷、劣化がある場合は交換する。</li> <li>作動不良の場合は点検調整を行う。調整不能の場合は交換する。</li> </ul>

# 業務着手届

令和 年 月 日

札幌市長 様

(住所)

受託者

(氏名)

印

下記業務は令和 年 月 日着手したのでお届けします。

記

業務名 厚別区役所等第一種圧力容器点検整備業務

- ・ 提出部数 1部
- ・ 提出先 発注課担当者
- ・ 提出期限 着手日と同日

# 業務責任者通知書

令和 年 月 日

札幌市長 様

(住所)

受託者

(氏名)

印

業務名 厚別区役所等第一種圧力容器点検整備業務

上記業務に係る業務責任者を次のとおり定めた(変更する)ので通知します。

(業務責任者)

- 1 氏名 \_\_\_\_\_
- 2 所属 \_\_\_\_\_
- 3 連絡先 \_\_\_\_\_
- 4 適用開始日 \_\_\_\_\_

- ・ 業務責任者について、受注者との直接的な雇用関係を確認できる書類(健康保険証の写し等)及びボイラー整備士の資格を有する者であることを確認できる書類(免許証の写し等)を添付すること。
- ・ 上記責任者に変更が生じた場合は、速やかに通知すること。
- ・ 提出部数 1部
- ・ 提出先 発注課担当者
- ・ 提出期限 着手日と同日